

子ども兵士問題と国際人道法の限界

小沼史彦*

はじめに

現在、地球上にいる子ども兵士の数は、30万人を下らないという¹⁾。国際社会は、この事態を深刻に受け止め、子ども兵士問題に対応するために、様々な努力を続けている。最近の最も大きな成果は、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」（以下、「武力紛争議定書」）の成立であろう。武力紛争議定書は2002年2月12日に発効し、2006年1月1日現在、すでに102カ国が当事国となっている（日本については2004年9月2日に発効²⁾）。武力紛争議定書は、児童の権利条約38条をさらに発展させたものであり、人権条約の中であって、これまで子ども兵士問題について規定してきた国際人道法のルールを引き継ぐものとなっている³⁾。では、国際人道法とはどのようなルールであろうか。

二つの世界大戦を経験した人類は、個別国家による武力行使を一般に禁止する道を選んだ。戦争と呼ぶか否かに関わらず、国際法上、あらゆる武力行使は原則として違法化されたのである⁴⁾。しかしながら、第二次世界大戦後に規範の上では武力行使が禁止されたとはいっても、現実には武力紛争自体が無くなったわけではない。そこで国際法は、武力紛争において用いられるルール（戦争における法、*jus in bello*）を廃止することはせず、むしろ、現代の紛争に適した法を追究し、*jus in bello*の発展に努力するという、現実的な道を選んできたのである。

このようなルールは、かつては戦時国際法あるいは戦争法と呼ばれたが、戦争が違法化された現在では、現実に行われている武力紛争に適用されているルールであることに着目し、武力紛争法と呼ばれたり、ルールの人道的な性質に着目して国際人道法と呼ばれたり、論者によって呼び方が異なる⁵⁾。本稿では、対象の性質上、*jus in bello*の、特に人道的な側面、あるいは人権に関わる側面を扱うため⁶⁾、国際人道法と呼ぶ。

子ども兵士問題に関する現行の国際法制度は、ひとつのゴールともいえる、武力紛争議定書を発効させ、多数の国による批准を実現したが、子ども兵士問題の深刻さは変わらない。

そこで、本稿では、子ども兵士問題に関する現行の国際法制度における規範と、対象である子ども兵士問題の実際との間にある齟齬を明らかにすることを試みる⁷⁾。そのことによって、この問題の取り組みに関する、国際人道法の限界および問題点を指摘する。そして、今後の取り組みに対して、一定の示唆を与えることを目標とする⁸⁾。

1 子ども兵士問題に関する実定国際法—人道法アプローチ—

子ども兵士問題を扱う主要な条約として、「1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」（以下、「第一追加議定書」）、「同諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」（以下、「第二追加議定書」）、「国際刑事

* こぬま・ふみひこ

埼玉大学教養学部非常勤講師、国際機構論

裁判所規程」、「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約⁹⁾」)とその「武力紛争議定書」、「児童の権利及び福祉に関するアフリカ憲章¹⁰⁾」(以下、「アフリカ憲章」)、そして、「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第182号)」(以下、「ILO182号条約」)がある¹¹⁾。各々の条約について、以下に見ていくことにする¹²⁾。

なお、各条約の規制内容については、必ずしも条文の順番ではなく、①敵対行為への参加に関するルール、②国家による子どもの徴募に関するルール、③子どもを徴募する際の、または志願兵についてのルール、④国の軍隊と異なる武装集団に関するルール、の項目に分けて記述する¹³⁾。

1-1 第一追加議定書および第二追加議定書 (1977年)

1949年のジュネーブ諸条約は、*jus in bello*の中でも、特に、戦争犠牲者保護の観点から作られた規定¹⁴⁾を、第二次世界大戦の経験を踏まえて発展させたものである。その後、民族解放闘争の激化によって、以前の法では適用困難な場面が多数生じた。特に、ベトナム戦争においては、近代兵器の無差別的駆使とゲリラ戦(人民戦争)という対照的手段採用の中で、それまでの人道法の不十分さや限界が強く認識されることとなった。民族解放闘争に示された現代の武力紛争の性質や特徴に対応する人道法の展開のため、国際社会において、ジュネーブ諸条約の再検討が重要な課題となった。そして、4会期に渡る、「国際人道法の再確認及び発展のための外交会議」において、二つの追加議定書が採択されたのである¹⁵⁾。第一追加議定書と第二追加議定書には、それぞれ、子ども兵士の規制に関する条文がある。

第一追加議定書は、国際的な武力紛争の当事者に対して、①15歳未満の子どもが敵対行為に直接参加しないように、すべての実行可能な措置をとること、②15歳未満の子どもを自国軍隊に採用することの禁止、そして③15歳以上18歳未満の子どもを採用する場合には、最年長の者を優先するよう努力すること、を規定する(77条)¹⁶⁾。

第二追加議定書は、15歳未満の子どもの、①敵対行為への参加を許さないこと、②軍隊への参加を許さないこと、そして、④武装集団への参加および敵対行為への参加を許さないこと、を規定する(4条3項c)¹⁷⁾。

第一追加議定書と第二追加議定書を比較すると、前者には、15歳以上18歳未満の子どもの採用についての規定があるが、後者にはない。また、15歳未満の者を採用してはいけない¹⁸⁾というルールは双方に共通しているが、後者は、15歳未満の子どもの戦闘への参加を、直接・間接を問わず禁じている¹⁹⁾。国家を念頭に置く規定と、国とは異なる武装集団が関わってくる場合のこの相違は、その後の条約においても影響を及ぼすことになる。

ここで、本稿の問題関心との関係で注意すべき点は、ひとつには、第一追加議定書が、主権国家同士の武力紛争および民族解放のための武力紛争、ならびに他国によって占領された領域に適用されることであり²⁰⁾、もうひとつには、第二追加議定書は非国際的武力紛争に適用されるが、国内における騒乱および緊張の事態は、武力紛争ではないとして、この議定書の適用から除外されている点である²¹⁾。

1-2 国際刑事裁判所規程 (1998年)

国際刑事裁判所規程8条2項(b)(x x vi)は、15歳未満の子どもを、①敵対行為に直接参加さ

せることと、②自国軍隊に徴募若しくは入隊させることを、裁判所が管轄権を有する「戦争犯罪」の定義に含めている。

ただし、裁判所が管轄を有するのは、8条1項の規定により、これらが、特に計画もしくは政策の一部として、または戦争犯罪の大規模な実行の一部として行われた場合に限られる。

国際刑事裁判所が活動を始めてから最初の逮捕者は、「コンゴ愛国者同盟 (Union des Patriotes Congolais)」(UPC) の指導者、Thomas Lubanga Dyilo であり、その容疑は、15歳未満の子どもを徴募し、実際に敵対行為に参加させるために使用したことであった²²⁾。

1-3 子どもの権利条約 (1989年) および武力紛争議定書 (2000年)

子どもの権利条約 38条²³⁾ は、当事国が、①15歳未満の子どもが敵対行為に直接参加しないように、すべての実行可能な措置をとること (2項)、②15歳未満の子どもを自国軍隊に採用することの禁止、そして③15歳以上18歳未満の子どもを採用する場合には、最年長の者を優先するよう努力すること (3項)、を規定する。子どもの権利条約の子ども兵士に関する規定は、第一追加議定書 77条の規定と同じであるといっている²⁴⁾。

武力紛争議定書は、①18歳未満の子ども (自国の軍隊の構成員) が敵対行為に直接参加しないように、すべての実行可能な措置をとること (1条)、②18歳未満の子どもを自国の軍隊に強制的に徴集することの禁止 (2条)、③志願兵の最低年齢を15歳から引き上げること (3条1項)、④国の軍隊と異なる武装集団は、18歳未満の子どもを採用すべきでないこと、そして直接的であるか間接的であるかに関わらず、敵対行為に使用すべきでないこと (4条1項)、を規

定する²⁵⁾。

これまでに紹介した諸条約と比較して、武力紛争議定書の特徴は、敵対行為への参加、および自国軍隊への徴募について、最低年齢を15歳から18歳へと引き上げたこと、志願兵に関する規定を設けたこと、そして、その国の正規軍ではない武装集団に対して、条約の当事国とは異なる新たな義務を課していることである。

このように、人権条約である子どもの権利条約および武力紛争議定書における子ども兵士に関する規定は、ジュネーブ条約の第一および第二追加議定書を踏襲し、あるいは発展させたものであり、人道法のアプローチを引き継いだものである。

1-4 アフリカ憲章 (1990年)

アフリカ憲章は、当事国が、①すべての子どもが敵対行為に直接参加しないことを確保するためにあらゆる必要な措置をとること、②いかなる子どもも徴募することを差し控えるために、あらゆる必要な措置をとること、を規定している (22条2項)²⁶⁾。

アフリカ憲章には、軍隊への自発的な参加および敵対行為への間接的な参加についての言及はないが、①敵対行為への直接的な参加に関して、および②徴募に関して、18歳未満のいかなる子どもについても認めないという考え方を採っていることから、最も高い水準を設定したとの評価もある²⁷⁾。

また、文民の保護に関する国際人道法の規則が、国内武力紛争、緊張および闘争の事態においても子どもに適用されるとしている (同3項)。ここでの闘争 (strife) が、第二追加議定書における騒乱 (disturbances) と同義であるか否かは明らかではないが、第二追加議定書が適用を除外している事態にも、国際人道法の適用を拡大

しようとするものと解することができ、注目に値する。

アフリカ憲章は、1990年7月に採択されたものの、アフリカ統一機構(OAU)―現在は「アフリカ機構」(AU)―加盟国による批准が遅れ、1999年11月に、ようやく発効するにいたった。2005年12月14日現在、AU加盟国53カ国中、39カ国が署名し、そのうち38カ国については、批准書の寄託を済ませているが、例えば、現在ダルフル紛争が深刻さを増しているスーダンにおいては署名すらしていないなど、この条約の運命については、楽観視できない²⁸⁾。

1-5 ILO182号条約(1999年)

ILO182号条約は、条約の当事国が、禁止および撤廃を確保するために即時のかつ効果的な措置をとるべき「最悪の形態の児童労働」(1条)に、武力紛争において使用するための子どもの強制的な徴集(forced or compulsory recruitment)を含めている(3条a)。この条約の子どもの定義は、「18歳未満のすべての者」(2条)であり、それがそのまま3条にも適用されるので、②18歳未満の子どもの自国の軍隊に強制的に徴集することを禁止する、武力紛争議定書の2条と同様の規定と考えられている²⁹⁾。ILO182号条約は、軍隊への徴募の最低年齢を18歳まで引き上げた初めての条約として評価されている³⁰⁾。

また、条約の当事国がとるべき効果的な措置に関して、「女子である児童の特別な事情を考慮すること」(7条2項e)を求めている点は、子ども兵士問題を考えるにあたって、有益な示唆を与えるものであろう。

1-6 小括

以上にみてきたように、①敵対行為への子

もの参加については、すべての条約において、国家は15歳未満の子どもが敵対行為に参加しないように措置をとるべきことが定められている。そのため、敵対行為への参加禁止に関する15歳未満のルールは、国際慣習法であるとも考えられている³¹⁾。また、1990年代以降の諸条約が、18歳未満へと年齢を引き上げている点は、新しい法の発展の方向性を示しているといえる。

②子ども兵士の徴募についてみると、国家による15歳未満の子どもの強制的徴集は、すべての条約が禁止するところであり、15歳未満の子供の敵対行為への参加と同様に、慣習法化したと考えられている³²⁾。このルールもまた、最近の条約において、18歳未満の子どもへの年齢引き上げの傾向が見られる。

しかしながら、③国家による15歳以上18歳未満の子どもの採用については、第一追加議定書に年長者優先のルールが定められ、また、武力紛争議定書に、志願兵についてのルールが定められているが、他の諸条約には言及がない。

第二追加議定書および武力紛争議定書は、④国の軍隊と異なる武装集団について言及し、前者では武装集団による15歳未満の子どもの採用を認めず、後者においては18歳未満へと年齢が引き上げられている。さらに、武装集団に関する規定は、直接・間接を問わず、子どもの敵対行為への参加の禁止を定めているため、武装集団については、国家に対するよりも厳しいルールが課せられているようにも見える。しかしながら、武装集団については、志願兵に関するルールが存在しないという大きな問題がある。

本節でみてきたように、国際法は、第一および第二追加議定書を基に、子ども兵士問題に対処するためのルールを発展させてきたのである。筆者の知る限り、子ども兵士問題に関する国際法学における唯一の体系書であるHappoldの著書は、本稿で取り上げた条約のうち、第一およ

び第二追加議定書を国際人道法による規制とし、その他のものを国際人権法による規制として、別の章に分けているが³³⁾、規定の仕方からいって、人権条約においても、国際人道法のアプローチを踏襲し、発展させてきたのが実際のところなのである。

筆者には、そのことによって、現実の子ども兵士問題とそれを規制する規範との間に、齟齬が生じているように思われる。そこで、節を改めて、国際人道法の成り立ちと、子ども兵士問題との間にある齟齬について考えていくことにする。

2 国際人道法の特徴とその適用範囲

2-1 国際人道法の成り立ち

武力行使が禁止される以前の伝統的な国際法は、国家間の関係を平時と戦時とに分け、普段は平時国際法が妥当しているが、ひとたび国交断絶に至り、戦争が開始されると、交戦国間においては、平時の関係は停止し、戦時国際法が妥当するとする³⁴⁾、戦時・平時二元論のルールであった。

このとき、戦争の開始に関するルールを *jus ad bellum* (戦争に関する法) と呼び、敵対行為において適用される法を、*jus in bello* (戦争における法) と呼ぶ³⁵⁾。本稿で問題としている国際人道法は、*jus in bello* の流れを汲むものである。

jus in bello は、「軍事的必要」と「人道的考慮」とのバランスの上に成立する。戦闘の目的は敵の兵力を弱体化させることにあり、そのために必要な害敵手段を用いることは原則として許されるが、必ずしも必要でない手段に対しては、人道的な考慮に基づく制限が加えられる。つまり、軍事的に正当な目的のために作戦を行う場合でも、その目的を達成するために、過度な手

段に訴えることは許されないと考えるのである。その代表的なものが、無用の苦痛と文民の保護である。

「無用の苦痛」とは、例えば、敵の兵士を殺傷するときに、不必要なほどの苦痛を与えるような武器を使用することは許されないといったルールのことである。

また、「文民の保護」とは、戦闘の目的は敵の兵力を弱体化することにあるから、戦闘に直接関わらない文民は敵の占領下にあっても基本的には市民生活を保障されるといったルールである³⁶⁾。ここで特に注意すべき点は、*jus in bello* の人への適用を考える場合には、常に、「戦闘員」と「文民」との区別が出発点となることである。

このような害敵手段の規制に関するルール(いわゆるハーグ法)に比して、第二次世界大戦後には、戦争犠牲者の保護に関するルール(いわゆるジュネーブ法)が、目覚ましい発展を遂げることになる。1949年には、「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約」(第一条約)、「海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約」(第二条約)、「捕虜の待遇に関する条約」(第三条約)、および「戦時における文民の保護に関する条約」(第四条約)(四つの条約を合わせて「ジュネーブ諸条約」と呼ぶ)が採択された。

第二次世界大戦における文民の犠牲の増大を直接の契機として、ジュネーブ諸条約は、それまで *jus in bello* が直接の対象としてこなかった文民に、一定の範囲で条約上の保護を与えた。このことは、戦争法から人道法への発想転換のひとつの契機を示すものであったとされる³⁷⁾。

さらに、ジュネーブ諸条約において特質すべき点は、非国際的武力紛争(内戦)に適用される共通3条がおかれたことである。藤田久一は、「ここに内戦に妥当する固有の規則が戦争法の長い歴史においてはじめて登場した。これは人

道法への転換を象徴する現象ともみられる。爾来、国際武力紛争と非国際武力紛争のそれぞれに適用される人道法の2分類の方式が採用されることとなった³⁸⁾と評価する。

2-2 国際人道法の内戦への適用

かくして、*jus in bello*の歴史的展開において、第二次世界大戦後、国際人道法と呼ばれる分野が現れた。国際人道法においては、武力紛争を国際武力紛争と非国際武力紛争とに分け、それぞれに適用されるルールを定めることになった。子ども兵士問題は、内戦あるいは国内の闘争において特に深刻であるから、国際人道法が、内戦あるいは国内の闘争にどのように関わっているのかという問題は、本稿の目的との関係では、殊に重要である。

ジュネーブ諸条約の共通3条は、条約当事国の領域内に生じた国際的性質を有しない武力紛争について、紛争当事者が、敵対行為に直接参加しない者ならびに傷者および病者に対して保護を与えなければならないことを定めた³⁹⁾。本条文にいう紛争の範囲は曖昧であるが、この条文の規定の「適用は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない」との文言から、いかなる紛争においても、最低限守られなければならない規範を定めた条文だと考えられる。

ジュネーブ諸条約が成立した後、1-1で述べたような国際社会における要請から開催された、「国際人道法の再確認及び発展のための外交会議」の成果として、第一および第二追加議定書が採択された。

第一追加議定書は、1条4項において、民族解放闘争⁴⁰⁾を、国際武力紛争に含めている。それでは、第二追加議定書が適用される、「非国際武力紛争」とはどのような紛争をいうのであろうか。

第二追加議定書は、この条約が適用される非国際武力紛争を、1条1項において、第一追加議定書が適用されるものを除いた、「締約国の領域において、その軍隊と反乱軍その他の組織された武装集団（持続的にかつ協同して軍事行動を行うこと及び第二追加議定書を実施することができるような支配を責任ある指揮の下でその領域の一部に行うもの）との間に生じる紛争である」と定義する。さらに同条2項では、「国内における騒乱及び緊張の事態」については除くとしている。

つまり、第二追加議定書が適用されるためには、紛争の一方当事者である、国の軍隊ではない武装集団が、領域の一部に実効的支配を及ぼしているような、国家に準ずる主体たりえる存在でなければならず、また、客観的にみて紛争が存在する場合でも、その国の合法政府が武力紛争の存在を認めない場合には、適用が困難となる。

このことから、1977年時点における、国際人道法が想定する内戦は、国家間武力紛争のアナロジーであるといえる。「国際人道法の再確認及び発展のための外交会議」の重要な契機は、国際法秩序の伝統的な担い手である先進国アメリカが、集落やジャングルに潜むゲリラに手を焼いた、ベトナム戦争であったことを想起されたい。国際人道法は、たとえ非国際武力紛争に適用される場合であっても、国際法主体間に行われる、伝統的な戦争のイメージから、少なくとも現時点では、自由ではありえないのである。

3 子ども兵士問題と国際法人道法の限界

3-1 少女兵士問題(子ども兵士問題における重要課題)

子ども兵士の徴募および敵対行為への使用の

防止を中心に定められている現行の国際法制度は、戦闘に直接参加する、あるいは後方支援活動を行う、少年兵士をイメージして作られてきたのではないだろうか。

例えば UNICEF は、『2005 年 世界子供白書』において、少女が子ども兵士となっていた国は、1990 年から 2003 年の間に 55 カ国に上り、そのうち 38 カ国では、実際に武力紛争に関与していたにもかかわらず、国際的な報告やイニシアチヴにおいて、「子ども兵士」または「子ども」という総称的な言葉は、少年のみにしか言及していないことが多すぎると指摘し、少女兵士問題への取り組みが重要であることを強く訴えている⁴¹⁾。

UNICEF は、とりわけ除隊後のケアの面で、元少女兵士に特に必要な援助がなされていないことを指摘しているが、前線に立つ戦闘員であったり、性的奴隷でもあったりと、多重の役割を課せられている少女兵士については、徴募および軍隊または武装集団に参加している時点に関しても、何らかの特別な規制が必要であると思われる。

本稿では詳しく言及しないが、子どもの徴募および敵対行為への参加を規制するルールのほか、子どもに影響を与える武力紛争を規制するルールは、文民の保護に関するルールである⁴²⁾。また、武力紛争における女性の保護に関する国際的な文書もいくつも作られているが、それらも文民である女性の保護に関するものである⁴³⁾。

軍隊内において、深刻な人権侵害を受けている少女たちをどのようにして扱えばよいのか、戦闘員と文民との区別を基本とする国際人道法のアプローチからは、答えを導き出すことが難しい。彼女たちは、敵対行為に参加するかもしれない兵士であると同時に、性暴力の危険に常にさらされる、女性としての人権を真に必要とする存在でもあるからである。

3-2 子ども兵士が主に使用される紛争と国際人道法が想定する内戦との相違

子ども兵士が利用されている紛争は、国際法上の認識としては、武力紛争でさえないということが往々にしてある。例えば、2003 年から深刻さを増したダルフル紛争（スーダン政府は部族間の単なる諍いであるとしていた）では、政府とのつながりを持つアラブ系民兵ジャンジャウィードによる、アフリカ系部族民の虐殺行為に対して、当初、国連安全保障理事会は、常任理事国中国とスーダン政府との石油を通したつながり、そしてアメリカのスーダン南部とのつながりなど、大国の利益も絡み、何らの手も打てなかったため、事態の悪化を放置してしまった⁴⁴⁾。

このような紛争は、実際に安全保障理事会が動き出すまでは、2 で述べたような国際人道法の枠組みの中には入ってこない⁴⁵⁾。

現在子ども兵士問題が深刻さを増している内戦の多くは、国際法史あるいは世界史が前提としてきた戦争の延長線上にあるとはいえないように思われる。子ども兵士問題が特に深刻なアフリカにおける内戦も、西欧との接触、そして植民地化の経験によって、それ以前にその土地に存在した戦争の形が大きな影響を受け、歴史的に形成されてきたものである⁴⁶⁾。

Singer は、著書『戦争に従事する子どもたち』を、戦争の変化、特に伝統的な人道 (humanity) が尊重されない戦争の出現から書き始めているが⁴⁷⁾、その戦争の歴史の捉え方自体が、世界史あるいは西洋史の延長線上の枠組みの中に、他の地域の歴史を押し込めているように思われる。例えば、近年、かつての未開の地や非文明諸国における戦争について、文化人類学が研究対象としてみてきたのは、実際には近代ヨーロッパに政治的に取り込まれた、あるいはその過程に

あった社会であり、それ以前の社会ではどのような戦争が行われてきたのかということについては十分に分かっていないことが指摘されている⁴⁸⁾。

つまり、子ども兵士問題が特に深刻な地域において、国際人道法は、法の発展過程の背景とは全く異なる文脈から生じている事態への適用（あるいは適用不能）という、危機的な状況に直面しているのである。

3-3 人道観念に内在する問題

かつて田中忠は、「人道観念」—ラテン語の *humanitas* に対応する諸語 (*humanity*, *humanite*, *Humanitat* など)—は、多義的な言葉であるにもかかわらず、通例直接定義されず、いわば意味内容の自明性を前提として用いられているが、はたしてそれほど自明のものであろうか、という疑問を投げかけた。田中は、人道観念の持つ観念内容の多様性と自明性との矛盾は、この観念のもつ思想史的背景によるものであろうと指摘する。そして、人道観念の実定国際法における現れ方、ヨーロッパ精神史の断面、そして人道観念の現代的意義の順で考察を試みている⁴⁹⁾。

子ども兵士問題が特に深刻な地域の多くは、人道観念の思想史的背景を互いに共有するような、かつて文明国と呼ばれた国々とは、全く異なる地域である。人類は、同じ「人道観念」を共有しているはずだということの自明性が、子ども兵士問題においては、特に厳しく問われなければならないのではないだろうか。

我々は、ある観念を、無意識のうちに自明であると考え、使用していることに、自覚的であるべきである。このことは、決して国際人道法を意義のないものと捉えることではなく、田中の言葉を借りるならば、国際人道法という「実

定的道徳としての国際法規の判断枠組み」を、いかに活用するかという問題である⁵⁰⁾。田中は、「この立場から武力行使の原則的『違法化』を念頭におくならば、例えば現在進められている国際人道法の整備作業⁵¹⁾は、むしろ交戦者の自由をできるだけ拘束するものであってよい」と主張する。実効性の側面に注意が払われやすい国際人道法について、実効性と有効性とを切り分けて、有効性を重視する立場である⁵²⁾。

この立場を採って国際人道法による規制を考えるならば、国際人道法であるがゆえに、これまでの国際人道法の枠組みには必ずしも拘束されずに、子ども兵士を根絶するために、問題の性質に即した、より有効性を有する法を追究していく作業が、もっと行われてよいと思われる。そしてその作業は、「いかなる場合においても、子ども兵士の使用は許されるべきではない」という、強い道義的正当性の確信を基礎とするものでなければならない。

3-4 小括

現時点において、子ども兵士問題に対する国際法からの取り組みは、実効性の観点からみると、国際人道法による規制を中心とするほかない。しかしながら、対象とする問題に適合的な法規制という観点から考えると、平時と戦時ならびに戦闘員と文民との区別を大前提として組み立てられた国際人道法の規範は、実際の子ども兵士問題との間に齟齬を生じさせてしまっている。また、武力紛争議定書のような人権条約上の規定が、人道法による規制と方向性を同じにしていることも問題である。ただし、武力紛争議定書の適用範囲が、ジュネーブ諸条約の共通3条と同様である点(4条参照)は、たとえ、武力紛争事態が確定していない場合であっても適用の可能性があるという点では、前進があった

といえよう。

子ども兵士問題に関しては、国際人道法のアプローチによる規制であっても、平時の徴募をも問題としていることは明らかである。しかしながら、武力紛争議定書についての政府報告に対するコメントという形を除けば、子ども兵士の徴兵に対して国際社会からのペナルティが加わるのは、武力紛争が生じた後である。例えば、国際刑事裁判所による事後の処罰は、一般予防としての犯罪抑止力を有するかもしれない。しかし、そうであっても、子ども兵士を使用する側が、子ども兵士の使用を決定する際に、紛争後の国際社会の反応を、どれだけ意識するものなのかは定かでない。

スーダンの例を挙げて議論したように、政府と癒着する武装集団と他の反政府武装集団との間の紛争の場合、武力紛争と認められない事態の中、強制または自発的に徴募された子ども兵士が、いままさに深刻な人権侵害を受けていても、国連安全保障理事会が動き、決議を出すなどしない限り、国際人道法は沈黙を強いられるのみである。

結びにかえて

以上にみてきたように、子ども兵士問題と、それを扱う国際人道法との間には、齟齬が生じている。そのことは、国際人道法の、現代の紛争に適用される法としての限界をも示している。しかしながら、国際社会において、子ども兵士の使用は禁止されるべきだという規範が形成され、実際に、子ども兵士の使用を理由に訴追される者が出るなどの成果も表れている。

そこで、3-3における議論を踏まえると、かつて「国際人道法の再確認及び発展のための外交会議」が、それまでの国際人道法の限界を乗り越えようと試みたように、現行の制度の礎

上に、現在の国際人道法の限界を破っていくための試みが行われるべきであると考ええる。

緊急の課題として、少女兵士問題に対応できるような、例えば、少女兵士の使用を絶対的に禁止するルールや、軍隊あるいは武装集団内の女性の処遇について定めるルールを作成することが望ましいと考える。

子供兵士の使用が、経済的および社会的構造に深く組み込まれてしまっている国において、子ども兵士の使用を永続的に減らすためには、結局のところ、紛争を減らしていくしかないのだと考えがちであることはもっともである⁵³⁾。しかしながら、紛争の長期化と子ども兵士の増加の間には、明らかな相関関係があるとの指摘があるように⁵⁴⁾、紛争を減らしていく、あるいは紛争の長期化を防ぐために、子ども兵士を減らしていくことが有効であることもまた真である。武力紛争議定書の成立および発効によって、現行の国際法制度はひとつの到達点をみたといえ、国際法学においても、困難な作業ではあるが、子ども兵士問題の解決に向けて、さらに粘り強く考え続けていくことが必要である。

本稿では、子ども兵士問題と国際人道法との間にある問題点を指摘するにとどまったが、筆者は、今後の課題として、本稿の問題関心に沿った、より詳細な研究に取り組んでいくつもりである。

注

¹⁾ 実際の子ども兵士の総数を正確に把握することは不可能であり、また、必ずしも意味のあることではない。問題は、世界中で、多くの子どもたちが、兵士として利用されているという事実である。レイチェル・ブレッド＝マーガレット・マカリン著・渡井理佳子訳『世界の子ども兵 見えない子どもたち』（新評論 2002）25-36 頁参照。

²⁾ 広部和也＝杉原高嶺編『解説条約集 2006』（三省堂 2006 年）による。

³⁾ 武力紛争議定書の起草過程については、以下のものを参照。Matthew Happold, *Child Soldiers in International Law: The Legal Regulation of Children's Participation*, 48 NILR 27 (2000), 山下恭弘「武力紛争における子どもの保護—子どもの権利条約選択議定書の成立—」福岡大学法学論叢 155 号 87 頁 (2000)。

⁴⁾ 国連憲章 2 条 4 項および友好関係原則宣言を参照。例外は、自衛権の行使（国連憲章 51 条）および国連による制裁措置である（同 42 条）。

⁵⁾ 武力紛争に適用される法の様々な呼称の整理については、森川幸一「国際人道法—武器の中で法は沈黙するか」奥脇直也＝小寺彰編『国際法キーワード』204 頁 (1997) を参照。

⁶⁾ 国際人道法における人権の保護については、藤田久一「武力紛争における人権」国際問題 221 号 2 頁 (1978) を参照。

⁷⁾ 本稿の考察は、特に法規範のあり方に対する問題関心に基づくが、子ども兵士問題に対しては、条約の作成という国際法の取り組みだけでなく、さまざまな NGO や国際機構が重要な課題として取り上げ、日々、全力を挙げて解決に向けての取り組みを行っている。実際の問題の解決には、後者の取り組みが最も重要であることは言うまでもない。実務における取り組みも含めて紹介しているものとして、次のものを参照。山下恭弘「子どもの保護」村瀬信也＝真山全編『武力紛争の国際法』581 頁 (2004)。

⁸⁾ 現在、筆者は、それぞれの問題点について詳しく研究するための準備作業をしている状況にある。本稿は、筆者自身にとっての「子ども兵士問題研究」の端緒となるものであり、今後の研究課題を示すことも目的としている。

⁹⁾ 本稿では、条約本文を直接引用する場合を除き、child および children の訳には「子ども」および「子どもたち」を用いる。

¹⁰⁾ OAU doc.CAB/LEG/24.9/49 (1990), available at <http://www.africa-union.org / root / au / Documents / Treaties / treaties .htm> (last visited on 2006/07/17). アフリカ憲章の日本語訳については、松井芳郎ほか編『国際人権条約・宣言集』第 3 版 (2005) を参照した。

¹¹⁾ このうち日本は、第一および第二追加議定書、子どもの権利条約および武力紛争議定書、そして、ILO182 号条約の当事国である。

¹²⁾ 子ども兵士問題に関する条約や 2003 年 1 月 30 日までの国連安全保障理事会決議をまとめたものとして、次のものがある。HUMAN SECURITY NETWORK, CHILDREN AND ARMED CONFLICT INTERNATIONAL STANDARDS FOR ACTION (2003), available at <http://www.un.org/special-rep/children-armed-conflict/index.html> (last visited on 2006/07/16)。

¹³⁾ 読者の便宜のため、国際刑事裁判所規程および ILO182 号条約を除いた各条約については、関連条文（日本語）を注に示す。

¹⁴⁾ いわゆる「ジュネーブ法」。これとの比較において、特に、害敵手段・方法を規制する法は、一般に「ハーグ法」と呼ばれている。

ただし、第一追加議定書は、害敵手段を規制するハーグ法をも含む。真山全「ジュネーブ諸条約と追加議定書」国際法学会編『日本と国際法の 100 年 第 10 巻 安全保障』166、166-8 頁 (2001)。

¹⁵⁾ 藤田久一『新版 国際人道法』増補 25-9 頁 (2000) 参照。

¹⁶⁾ 第 77 条 児童の保護

1 児童は、特別の尊重を受けるものとし、あらゆる形態のわいせつ行為から保護される。紛争当事者は、児童に対し、年齢その他の理由によって必要とされる保護及び援助を与える。

2 紛争当事者は、15 歳未満の児童が敵対行為に直接参加しないようすべての実行可能な措置をとるものとし、特に、これらの児童を自国の軍隊に採用することを差し控える。紛争当事者は、15 歳以上 18 歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。

3 15 歳未満の児童は、2 の規定にかかわらず、敵対行為に直接参加して敵対する紛争当事者の権力内に陥った例外的な場合にも、これらの児童が捕虜であるか否かを問わず、この条の規定によって与えられる特別の保護を受ける。

4 児童は、武力紛争に関連する理由で逮捕され、抑留され又は収容される場合には、第 75 条 5 の規定により家族単位で置かれる場合を除くほか、成人の区画から分離した区画に置かれる。

5 武力紛争に関連する犯罪を理由とする死刑は、その犯罪を実行した時に18歳未満であった者に執行してはならない。

¹⁷⁾ 第4条 基本的な保障

3 児童は、その必要とする保護及び援助を与えられる。特に、

(a) 児童は、その父母の希望又は父母がいない場合には児童の保護について責任を有する者の希望に沿って、教育（宗教的及び道徳的教育を含む。）を受ける。

(b) 一時的に離散した家族の再会を容易にするために、すべての適当な措置がとられなければならない。

(c) 15歳未満の児童については、軍隊又は武装した集団に採用してはならず、また、敵対行為に参加することを許してはならない。

(d) 15歳未満の児童は、(c)の規定にかかわらず敵対行為に直接参加し、捕らえられた場合には、この条の規定によって与えられる特別の保護を引き続き受ける。

(e) 児童については、必要な場合には、その父母又は法律若しくは慣習によりその保護について主要な責任を有する者の同意を可能な限り得て、敵対行為が行われている地域から国内の一層安全な地域へ一時的に移動させる措置並びにその安全及び福祉について責任を有する者の同行を確保するための措置がとられなければならない。

¹⁸⁾ 追加議定書における「採用」(recruiting)の意味については、次のものを参照。MATTHEW HAPPOLD, CHILD SOLDIERS IN INTERNATIONAL LAW 64-8 (2006)。

¹⁹⁾ 戦闘への「直接」参加の意味については次を参照。HAPPOLD, *supra*. note 18 at 63-4.

²⁰⁾ 第一選択議定書1条3項・4項。

²¹⁾ 第二追加議定書1条2項。

²²⁾ INTERNATIONAL CRIMINAL COURT, FIRST ARREST FOR THE INTERNATIONAL CRIMINAL COURT, The Hague, 17 March 2006, ICC-CPI-20060302-125-En, available at <http://www.icc-cpi.int/press/pressreleases/132.html> (last visited on 2006/07/16).

国際刑事裁判所に先立ち、シエラレオネ特別裁判所において、子ども兵士問題が扱われた。この裁判に関しては、稲角光恵「子ども兵士に関する戦争犯罪—ノーマン事件管轄権判決(シエラレオネ特別裁判所)」金沢法学48巻1号77頁(2005)が、詳細な分析を行っている。

²³⁾ 第38条(武力紛争における児童の保護)

1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。

2 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

3 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。

4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

²⁴⁾ 38条の起草および採択の経緯、ならびに日本の対応については、波多野里望『逐条解説 児童の権利条約』改訂版 264-74頁(2005)を参照。

²⁵⁾ 第1条(敵対行為への児童の直接参加の禁止) 締約国は、18歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第2条(児童の徴兵の禁止) 締約国は、18歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保する。

第3条(軍隊に志願する者の採用についての最低年齢の引上げ)

1 締約国は、児童の権利に関する条約第38条に定める原則を考慮し及び同条約に基づき18歳未満の者は特別な保護を受ける権利を有することを認識して、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を同条3に定める年齢より年単位で引き上げる。

2 各締約国は、この議定書を批准し又はこれに加入する際に、自国の軍隊に志願する者の採用が認められる最低年齢を記載する拘束力のある宣言及びそのような採用が強制され又は強要されたものではないことを確保するためにとられた保障措置についての説明を寄託する。

3 自国の軍隊に志願する18歳未満の者の採用を認める締約国は、少なくとも次のことを確保するための保障措置を維持する。

(a) 当該採用が真に志願する者を対象とするものであること。

(b) 当該採用につき当該者の父母又は法定保護者が事情を知らされた上で同意していること。

(c) 当該者が軍務における任務につき十分な情報の提供を受けていること。

(d) 当該者が、自国の軍務に服することが認められる前に、年齢についての信頼し得る証明を提出すること。

4 各締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでも自国の宣言の内容を拡充することができるものとし、同事務総長は、これをすべての締約国に

通報する。そのような通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

5 1に定める最低年齢を引き上げる義務は、締約国の軍隊により運営され又は管理されている学校であって、児童の権利に関する条約第28条及び第29条の規定の趣旨に沿うものについては適用されない。

第4条（国の軍隊と異なる武装集団による児童の採用及び使用の禁止）

1 国の軍隊と異なる武装集団は、いかなる状況においても、18歳未満の者を採用し又は敵対行為に使用すべきでない。

2 締約国は、1に規定する採用及び使用を防止するため、すべての実行可能な措置（1に規定する採用及び使用を禁止し並びにこれらの行為を犯罪とするために必要な法律上の措置を含む。）をとる。

3 この議定書におけるこの条の規定の適用は、武力紛争のいかなる当事者の法的地位にも影響を及ぼすものではない。

²⁶⁾ 第2条（児童の定義） この憲章の適用上、児童とは18歳未満のすべての人間をいう。

第22条（武力紛争）

1 この憲章の締約国は、児童に影響を及ぼす武力紛争において、適用可能な国際人道法の規則を尊重することを約束し、尊重を確保するものとする。

2 この憲章の締約国は、いずれの児童も敵対行為に直接参加しないことを確保し、とりわけいかなる児童も徴募することを差し控えるためにあらゆる必要な措置をとる。

3 この憲章の締約国は、国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争において文民を保護するものとし、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためあらゆる実効可能な措置をとる。かかる規則は、国内武力紛争、緊張及び闘争の事態においても児童に適用する。

²⁷⁾ HAPPOLD, *supra*. note 18, at 83-5. もっとも、Happoldは、手放しに評価しているわけではなく、最も多く子ども兵士が使用されている大陸において、最も高い水準が発達したことは皮肉であるが、最も関係の深い国々が、この問題を扱おうとしている状況が見て取れるという。

²⁸⁾ LIST OF COUNTRIES WHICH HAVE SIGNED, RATIFIED/ACCEDED TO THE AFRICAN CHARTER ON THE RIGHTS AND WELFARE OF THE CHILD, available at <http://www.africa-union.org/root/au/Documents/Treaties/treaties.htm> (last visited on 2006/07/17).

²⁹⁾ この条文の作成は、武力紛争議定書の起草作業から影響を受けた。すでに広く合意が得られているルー

ルであったため、諸国による批准もスムーズであったという。HAPPOLD, *supra*. note 18, at 81-3.

³⁰⁾ ILO182号条約は、武力紛争への参加に関しても、最低年齢を18歳まで引き上げたとする解釈もある。UNITED NATIONS CHILDREN'S FUND (UNICEF), THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN 2005 CHILDHOOD UNDER THREAT 47 (2004). 日本語版は、平野裕二訳『2005年 世界子供白書』2005。本稿では、本文との整合性のため、筆者自身の訳を用いた。

³¹⁾ HAPPOLD, *supra*. note 18, at 86-99.

³²⁾ *Id.*

³³⁾ *Id.*, at 54-85.

³⁴⁾ 第三国との関係では、中立法の適用が問題となる。

³⁵⁾ *jus ad bellum* においても、人道的干渉の問題など、人道概念が関わる場合があるが、戦争開始の正しさと、戦争において適用される法の問題は、伝統的には切り離して考えられてきた。人道的干渉については、松田竹男「いわゆる『人道的干渉』について」国際法外交雑誌73巻6号1頁(1975)、最上敏樹『人道的介入』(2001)を参照。

近年、国連による軍事的な活動やテロとの戦いといった文脈で、*jus ad bellum* と *jus in bello* とが相互に影響を及ぼすのではないかという問題が提起されているが、子ども兵士問題に対処するための現行法制度を支える国際人道法の考え方を考える場合には、そこまで踏み込む必要はない。

³⁶⁾ 村瀬信也＝奥脇直也＝古川照美＝田中忠『現代国際法の指標』（補訂）294-5頁（田中忠執筆部分）(1996)参照。

³⁷⁾ 藤田『前掲書』注(15) 25-6頁。

³⁸⁾ 藤田『前掲書』注(15) 26頁。

³⁹⁾ 第3条（国際的性質を有しない紛争）

締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、少くとも次の規定を適用しなければならない。

(1) 敵対行為に直接に参加しない者(武器を放棄した軍隊の構成員及び病気、負傷、抑留その他の事由により戦闘外に置かれた者を含む。)は、すべての場合において、人種、色、宗教若しくは信条、性別、門地若しくは貧富又はその他類似の基準による不利な差別をしないで人道的に待遇しなければならない。このため、次の行為は、前記の者については、いかなる場合にも、また、いかなる場所でも禁止する。

(a) 生命及び身体に対する暴行、特に、あらゆる種類の殺人、傷害、虐待及び拷問

(b) 人質

(c) 個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体

面を汚す待遇

(d) 正規に構成された裁判所で文明国民が不可欠と認めるすべての裁判上の保障を与えるものの裁判によらない判決の言渡及び刑の執行

(2) 傷者及び病者*は、収容して看護しなければならない。

赤十字国際委員会のような公平な人道的機関は、その役務を紛争当事者に提供することができる。

紛争当事者は、また、特別の協定によって、この条約の他の規定の全部又は一部を実施することに努めなければならない。

前記の規定の適用は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない。

*第二条約では、「傷者、病者及び難船者」。

⁴⁰⁾ 人民の自決の権利の行使として人民が植民地支配及び外国による占領並びに人種差別体制に対して戦う武力紛争。

⁴¹⁾ UNICEF, *supra*. note 30, at 42.

⁴²⁾ 子どもの権利条約38条4項およびアフリカ憲章22条を参照。なお、武力紛争議定書は、条約に反して徴募された子ども兵士の保護とリハビリについてのルールを定めるが、これらも、子ども兵士の徴募を前提とするルールである。

⁴³⁾ 武力紛争における女性の保護に関しては、次のものを参照。五十嵐正博「女性の保護」村瀬=真山『前掲書』注(7) 558-80頁。

⁴⁴⁾ NHKスペシャル「アフリカゼロ年 第1回ジェノサイドを止めるのは誰か～スーダン・ダルフル紛争～」(2005年7月9日放送)では、安全保障理事会での議論や、奮闘するAUスーダン・ミッション(AMIS)が、ジャンジャウィードによる集落の襲撃を防ぎきれなかった様子を、詳細に描いている。

⁴⁵⁾ スーダン・ダルフル紛争については、2004年に入ってから、国連安全保障理事会も本格的に動き出し、2005年3月31日、本件を国際刑事裁判所へ付託する安全保障理事会決議1593も採択され、捜査が始まっている。2006年4月25日の決議1672では、制裁対象者4名を特定(スーダン政府、アラブ系部族1名、スーダン解放軍(SLA)1名、改革・開発国家運動(NMRD)1名)、全国連加盟国が同4名に対し決議1591で規定した措置(措置委員会により指定された個人に対する渡航禁止措置及び資産凍結措置)をとるよう決定し、日本も制裁措置に参加している。さらに、5月16日の決議1679では、AMISの国連オペレーションへの移行準備を促進することを決定した。外務省ホームページ(スーダン共和国)を参照。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sudan/index.html> (last visited on

2006/07/21)。

⁴⁶⁾ 栗本英世『未開の戦争、現代の戦争』(1999)および竹内進一編『現代アフリカの紛争—歴史と主体—』(2000)を参照。

⁴⁷⁾ PETER WARREN SINGER, CHILDREN AT WAR 3-8 (2005). (日本語版) 小林由香利訳『子どもの戦争』(2006)。因みにSingerは、同書の中で、子ども兵士の使用を防止するための具体的な提案を行っていて示唆に富む(136-1)。この部分は、P. W. Singer, *Talk is Cheap*, 37 Cornell Int'l L. J. 561 (2004) とほぼ同じであるが、この論文では、アメリカ軍がテロとの戦いの中で遭遇した子ども兵士の事例をイントロダクションにおいて紹介するなど、著書の該当部分とは若干異なる。

⁴⁸⁾ 栗本『前掲書』注(46)5-9頁。

⁴⁹⁾ 田中忠「人道観念の諸相」寺沢一ほか編『国際法学の再構築 上』95頁(1977)。ただし、例えば子ども兵士を使用した罪で、容疑者を起訴できるチャンスを得られたような場合には、「正当性をもって追究、処断できるのであり」、この場合の国際人道法は、「道徳とは異なる次元にある」。同146頁。

⁵⁰⁾ 田中「前掲論文」注(49) 145-7頁。

⁵¹⁾ 「国際人道法の再確認及び発展のための外交会議」を指している。

⁵²⁾ 田中「前掲論文」注(49) 147頁およびその注(107)。

⁵³⁾ HAPPOLD, *supra*. note 18, at 173.

⁵⁴⁾ レイチェル・ブレット=マーガレット・マカリン『前掲書』注(1) 25-36頁。